

税理士による確定申告 無料相談会



ご来場の皆様へのお願い事項

- ・筆記用具や電卓などの計算機器を必ずお持ちください。
- ・体調がよくない場合は入場をお控えください。

税理士が
親切・丁寧に
お答え
いたします

○お近くの相談会場・開催日時・問い合わせ先等

近畿税理士会尼崎支部

開催日 令和6年 2月13日 火

会場 尼崎市役所 1階会議室

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

開催時間 10時～16時

※本相談会は事前完全電話予約制です。
必ず下記までお電話にてご予約の上お越しください。
相談枠が埋まり次第、受付は終了させていただきます。

問い合わせ先 06-6482-6061

当相談会について、下記の点にご留意ください。

- 確定申告書等はご自身で作成していただきます。不明な点を税理士がアドバイスいたします。
- 相続税や贈与税、土地・株式等の譲渡についての相談は行っておりません。
- 確定申告書等の提出は、原則受け付けておりません。



近畿税理士会

詳しくはホームページをご覧ください。
[近畿税理士会](https://www.kinzei.or.jp/) 検索



秘密厳守 / 相談無料

税理士には税理士法による守秘義務が課されており、相談内容の秘密は将来にわたって厳守されます。

税理士が親切・丁寧にお答えいたします。

●相談を受けていただける方

- ① 前年分の所得金額が300万円以下の方
(消費税課税事業者の場合は、課税売上高が3,000万円以下であること)
- ② 給与所得者や年金受給者など



●相談を受けていただけない方

- ① 税理士または税理士法人が関与している方
- ② 所得金額や課税売上高が高額な方
- ③ 相談時間が30分を超えるような事案が複雑な方

ご来場の皆様へのお願い事項

- ・筆記用具や電卓などの計算機器を必ずお持ちください。
- ・体調がよくない場合は入場をお控えください。

⑫啓発文書（チラシ：書類不備の者用・水色用紙）

確定申告のために必要な書類をそろえてご持参ください

確定申告書関係用紙

○ 事業所得の方は

- 所得金額の計算に必要な帳簿書類
(売上、仕入、経費など整理・集計し、収支内訳書等に記入したもの)
- 生命・地震保険料の控除証明書、国民年金の支払証明書
- 国民健康保険料・介護保険料などの年間支払額の分かる書類
- 前年の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書の控え
- 消費税の課税事業者の方は…課税売上や課税仕入れの金額が
分かる帳簿書類

○ 給与所得者、年金受給者の方は

- 勤務先・社会保険庁から交付された源泉徴収票
- 生命・地震保険料の控除証明書、国民年金の支払証明書
- 国民健康保険料・介護保険料などの年間支払額が分かる書類

医療費控除を受けられる方

- 医療費控除の明細書
(保険等で補てんされる金額を確認のうえ、集計・整理したもの)

住宅ローン税額控除を受けられる方

- 家屋またはその敷地の売買（請負）契約書などの写し
- 家屋またはその敷地の登記事項証明書
- 金融機関等発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等
証明書」
- 増改築の場合、建築確認済証もしくは検査済証の写しまたは
増改築等工事証明書
- その他必要書類〔〕



近畿税理士会

信頼のマーク・税理士バッジ